

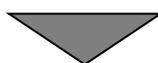
相続税についてのお知らせ

相続税は、亡くなられた方から相続や遺贈によって取得した財産及び相続時精算課税の適用を受けて贈与により取得した財産の価額の合計額(債務などの金額を控除し、相続開始前3年以内の贈与財産の価額を加算します。)が**遺産に係る基礎控除額**を超える場合にその超える部分(課税遺産総額)に対して、課税される税金です。

$$\text{遺産に係る基礎控除額} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

相続税が課される場合、財産を取得された方は、亡くなられたことを知った日(通常は亡くなられた日)の翌日から10か月以内に、税務署に申告と納税をする必要があります。

詳しくお知りになりたい方は、次の相談窓口等をご利用ください。



○ 国税庁ホームページ

国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) には、相続税の概要を説明したリーフレットや、相続税の具体的な計算方法、特例の内容、申告書の記載内容など、様々な情報を掲載しています。

また、よくある質問を集めた税に関するインターネット上の相談室「タックスアンサー」もご利用いただけます。

○ 電話相談センター(国税局税務相談室)

最寄りの税務署へお電話いただきますと、自動音声によりご案内いたします。

「税金に関する一般的なご質問やご相談(1)」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると、「電話相談センター」(国税局税務相談室)につながり、職員が相談をお受けします。

○ 税理士情報検索サイト

税に関する相談や申告書の代理作成等の税理士業務は、有償・無償を問わず、税理士、税理士法人以外の者が行うことはできません(注)。

税理士等をお探しの方は、日本税理士連合会ホームページ内「税理士情報検索サイト」(<https://www.zeirishikensaku.jp>)で、税理士等の検索が可能となっています。

(注) 弁護士(弁護士法人)は、所属弁護士会を経由して国税局長に業務を行う旨を通知することにより、税理士業務を行うことができます。

税務署の電話番号一覧

税務署	所在地	電話番号	管轄
秋田北	〒011-8577 秋田市土崎港中央6丁目9番13号	018-845-1161 自動音声でご案内します	秋田市の一部 男鹿市 湯上市 南秋田郡
秋田南	〒010-8622 秋田市中通5丁目5番2号	018-832-4121 自動音声でご案内します	秋田市の一部
大館	〒017-8686 大館市赤館町2番16号	0186-42-0671 自動音声でご案内します	大館市 鹿角市 北秋田市 鹿角郡 北秋田郡
大曲	〒014-8611 大仙市大曲上栄町9番4号	0187-62-2191 自動音声でご案内します	大仙市 仙北市 仙北郡
能代	〒016-8601 能代市末広町4番20号 能代合同庁舎	0185-52-6111 自動音声でご案内します	能代市 山本郡
本荘	〒015-8622 由利本荘市給人町17番 本荘合同庁舎	0184-22-2335 自動音声でご案内します	由利本荘市 にかほ市
湯沢	〒012-8502 湯沢市大工町2番32号	0183-73-5100 自動音声でご案内します	湯沢市 雄勝郡
横手	〒013-8504 横手市旭川1丁目5番8号	0182-32-6090 自動音声でご案内します	横手市

《受付時間》 8:30～17:00

〔土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。〕

自動音声によりご案内いたします。税に関する一般的なご質問やご相談の方は「1」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択すると「電話相談センター」（国税局税務相談室）につながり、職員が相談をお受けします。

未来につなぐ 相続登記



忘れていませんか?! 相続登記!!
 相続した不動産についての相続登記は、
 不動産の所在地を管轄する法務局に
 申請が必要です。

トラブルを未然に防ぐためにも
 早めに相続登記をしましょう。



私が所有者です!

相続登記をしないと発生する様々な問題

土地を売却して現金化したいが、3代前からの相続登記が必要なため、すぐに所有権移転登記ができない



所有者との連絡がとれず、災害復旧などの工事が遅れる



用地買収の話がもちあがったため、兄弟間で争いになった



相続登記をしていないと様々な問題が発生する場合があります。

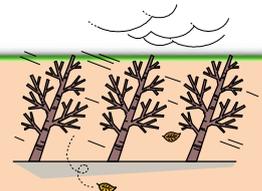
空き家を有効利用したいが、所有者との交渉ができない



地権者との交渉ができず、再開発計画が進まない



森林の所有者が分からず、山が荒廃する



相続登記申請書の様式や添付書類の確認の方法

★法務局のホームページから資料を入手する。

★法務局の登記相談コーナーを利用する。

※登記相談は予約制で、一人20分です。

登記相談の予約先

秋田地方法務局登記部門	018-862-1174
同 能代支局	0185-54-4111
同 本荘支局	0184-22-1200
同 大館支局	0186-42-6514
同 大曲支局	0187-63-2100

あなたの相続手続きを応援します！

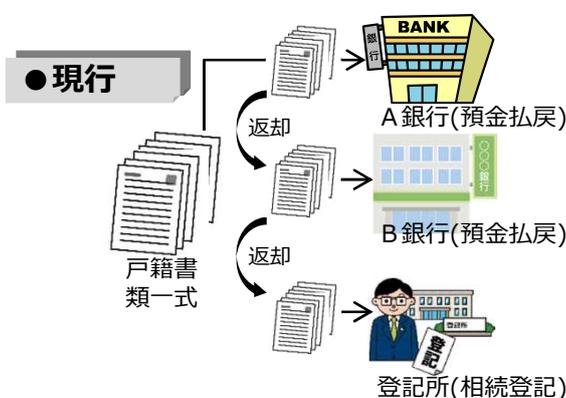
法定相続情報証明制度



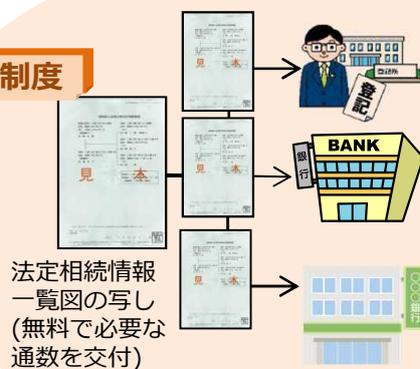
平成29年5月29日（月）から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります（※）。

※ 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。

制度の概要



● 新制度



ポイント！

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度のメリット（ご利用例）

故人の生前の医療費や施設費の精算、葬儀社や菩提寺への支払いなど、**当面の必要資金を故人の預貯金から引き出そうとするとき**に、とてもスムーズに引き出しができます。

法定相続情報証明制度は、戸除籍の謄本(束)等の必要書類を法務局に提出していただければ、登記官が法定相続人を確認して、その証明書を公的機関として発行するものです。無料で必要な通数が交付されますので、**複数の金融機関の手続きも同時にでき時間の短縮**につながります。また、金融機関においても、登記官の公的証明書の提出により、審査時間を大幅に短縮でき、**引き出し時間の短縮**にもつながります。

この手続きのご利用には申出書の作成等を必要としますので、詳しくはホームページでご確認ください。

問合せ先

秋田地方法務局登記部門	018-862-1174
同 能代支局	0185-54-4111
同 本荘支局	0184-22-1200
同 大館支局	0186-42-6514
同 大曲支局	0187-63-2100

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、

法務局ホームページ



でもご覧いただけます。